

これまでの総合法学講座と今後について



北海道行政書士会 研修部 研修委員会
研修委員長 谷掛 力

総合法学講座は、平成17年度から始まって今年度で7年目になります。これまで初級課程は延べ約800名、平成20年度から始まった中級課程は130名の対象者中約30名の会員の皆様が受講されております。



本年度からこの総合法学講座はこれまでの中級課程を「判例事例研修課程（ゼミコース）」と名称変更し、9月3日に本年度講座は終了致しました。

毎回、国立大学等の先生方からは各分野の学説及び判例等、弁護士の先生からは特に実務面からの講義していただき、参加している各会員の方々と質疑応答を交えながらの白熱したゼミ形式の研修になっております。

初級課程につきましては、B・Cコースは例年通り開催されておりますが、Aコースは9月30日から開催される新入会員研修の義務研修に組み入れられ、リスタートされました。次年度以降B・Cコースも同様に入会後3年以内の会員は義務研修となります。また今年度から会場は札幌中心となり、各支部へはインターネットによるライブ配信を行い旭川、函館、十勝、網走支部で行いました。当初は映像及び音声が配信できずご迷惑をおかけしたこともありましたが、各会場におきましては地元の先生方にご協力をいただき、なんとか初のインターネット研修はまずは成功したの

ではないかと思っております。まだ周知徹底がなされていない点、ネット研修の欠点かと思われます受講確認の不備等を改善し、日行連で行われている「e-ラーニング」を参考にし、効果測定等を行い本会場での受講者と同条件となるようなライブ配信構築を目指したいと思っております。

また現在検討中ではございますが、札幌支部で開催されておりますこのノウハウを生かしましては、実務専門講座等をライブ配信もしくはDVD撮影等を予定しております。

そのほかスタート当初より懸案事項となっております上級講座につきましては加藤会長以下、宮元担当副会長と研修部において、2年間の任期中に検討し国立大学等での科目等履修生制度、社会人入学制度などがありますが、その制度等を利用もしくは参考にし会員の皆様の資質向上できる上級講座を示すことができればと思っております。

